

役員等報酬規程

社会福祉法人青雲会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青雲会(以下「当法人」という)定款第8条および第10条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
- (3) 北九州市外に居住の非常勤役員等が理事会、評議員会等の会議に参加したときは、役員等費用弁償規程に基づき、旅費(交通費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等の報酬等を支給しない。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、令和1年12月14日実施の臨時評議員会終結時より施行する。

別表1(非常勤役員等の報酬)

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

別表 1

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日 額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円